○酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱

令和８年６月２２日
酒々井町告示第８３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、酒々井町の産業振興及び活性化を図るため、酒々井町内の中小企業者に対し、予算の範囲内で酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、酒々井町補助金等交付規則（昭和３５年酒々井町規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項第１号及び第２号に規定する中小企業者をいう。

（２）　事業所　事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。ただし、仮設又は臨時等その設置が恒常的でないものを除く。

（３）　町税等　町・県民税（個人住民税）、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

（４）　キャッシュレス決済　クレジットカード、デビットカード、電子マネー又はＱＲコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、一般的な購買に繰り返し使用できるものをいう。

（５）　キャッシュレス決済端末等　キャッシュレス決済を行うために必要な電子機器及びその周辺機器のうち、補助金の交付対象となるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる条件のいずれも満たす中小企業者とする。

（１）　町内に事業所を設置し、当該事業所において消費者と対面で決済を行う事を目的として、キャッシュレス決済端末等を導入すること。

（２）　次のいずれかに該当すること。

ア　個人事業主にあっては、補助金の交付申請までに町内に居住し、当町の住民基本台帳に記録されていること。

イ　法人にあっては、補助金の交付申請までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

（３）　キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結すること。

（４）　納付期限の到来した町税等を完納していること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は、補助金の交付対象としない。

（１）　酒々井町暴力団排除条例（平成２３年酒々井町条例第１１号）に規定する暴力団員又は暴力団員と関係を有する中小企業者

（２）　精算、破産、更生、承認援助又は特別清算に係る手続中である中小企業者

（３）　政治又は宗教を目的とする事業を経営する中小企業者

（４）　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を経営する中小企業者
（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の規定により許可又は届出を要する事業を経営する中小企業者
（６）　国又は地方公共団体から同様の補助を受けた中小企業者
（７）　前各号に掲げる者のほか、町長が適正でないと認める事業を経営する中小企業者又は適正でないと認める中小企業者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付決定日から令和９年１月２９日までの間に要し、かつ、別表に掲げるものの購入費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

２　別表に掲げるキャッシュレス決済端末等は、ＮＦＣ（近距離無線通信）が利用できるものであって、かつ、Ｔｙｐｅ－Ｆ（ＦｅｌｉＣａ）、Ｔｙｐｅ－Ａ及びＴｙｐｅ－Ｂいずれにも対応したものでなければならない。ただし、既にいずれかの規格に対応するキャッシュレス決済端末等を導入している中小企業者が、Ｔｙｐｅ－Ｆ（ＦｅｌｉＣａ）、Ｔｙｐｅ－Ａ及びＴｙｐｅ－Ｂいずれの規格にも対応する目的で新たにキャッシュレス決済端末等を購入するときは、この限りでない。

３　前２項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。
（１）　中古品の購入費用
（２）　割賦支払による費用
（３）　レンタル及びリースにより導入されたものの費用

（交付申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする中小企業者は、令和８年１１月３０日までに、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長へ申請しなければならない。
（１）　補助対象経費の見積額及び内容が確認できる書類
（２）　中小企業者が経営する事業の内容を説明する書類
（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請は、１中小企業者につき１回限りとする。

（交付決定及び却下）

第６条　町長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定・却下通知書（別記第２号様式）により当該申請を行った中小企業者へ通知しなければならない。

（変更申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた中小企業者（以下「補助事業者」という。）が第５条第１項の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）申請書（別記第３号様式）に、同項各号に規定する書類（変更のあったものに限る。）を添付して町長に申請しなければならない。ただし、既に決定した補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）決定通知書（別記第４号様式）により当該申請を行った補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、令和９年１月２９日までにキャッシュレス決済端末等の導入に係る事業を完了させ、かつ、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金実績報告書（別記第５号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長へ報告しなければならない。

（１）　補助対象経費の支払が確認できる書類

（２）　キャッシュレス決済端末等の購入日が確認できる書類

（３）　導入したキャッシュレス決済端末等の設置状況が確認できる書類

（４）　キャッシュレス決済を提供する事業者との契約書の写し

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金額確定通知書（別記第６号様式）により、当該報告をした補助事業者へ通知しなければならない。

（交付請求）

第１０条　前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、令和９年２月２６日までに酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付請求書（別記第７号様式）により町長に請求しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第１１条　補助事業者は、補助金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することはできない。

（調査及び報告）

第１２条　補助事業者は、町長が補助金に係る事業について調査を行い、又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び通知）

第１３条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　法令及びこの要綱に違反したとき。

２　町長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しを行ったときは、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定取消通知書（別記第８号様式）により当該補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の返還）

第１４条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付された補助金の全部又は一部を補助金の交付決定の取消しの日から３０日以内に返還するよう命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第１５条　補助事業者は、キャッシュレス決済端末等を導入の日から５年間は町長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

（帳簿類の管理）

第１６条　補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、キャッシュレス決済端末等を導入した日から５年間保管しなければならない。

（善管注意義務）

第１７条　補助事業者は、本事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（実施状況等の報告）

第１８条　町長は、必要と認めるときは、次に掲げる事項について補助事業者から報告を求め、又は帳簿その他証拠書類を調査することができる。

（１）　補助事業の成果

（２）　事業内容並びに収支及び決算等

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年７月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、第１２条から第１７条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附　則

この告示は、令和８年９月１日から施行する。

別　表（第４条関係）

種別	補助対象経費	補助額
本体機器	次に掲げるものの購入費 （１）　キャッシュレス決済端末本体機器 （２）　オールインワン端末本体機器	購入費のうち１０万円まで （ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）
付属機器	次に掲げるものの購入費。ただし、付属機器は、本体機器を購入した場合に限り、補助対象経費に含めるものとする。 （１）　暗証番号入力用のキーパッド （２）　電子マネー決済用の非接触リーダーライター （３）　バーコードリーダー （４）　サインパッド （５）　カスタマーディスプレイ （６）　レシートプリンター （７）　キャッシュレス決済端末に接続するコード類 （８）　その他町長が認めるキャッシュレス決済関連機器	

別　記

第１号様式（第５条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）酒々井町長

（申請者）住所

氏名

電話番号

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金の交付を受けたいので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の所在地	酒々井町
中小企業者の名称	
事業内容	
補助事業の着手予定日	年　　月　　日
補助事業の完了予定日	年　　月　　日
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	⑴　補助対象経費の見積額及び内容が確認できる書類 ⑵　中小企業者が経営する事業の内容を説明する書類 ⑶　その他町長が必要と認める書類

私は、キャッシュレス決済端末導入支援補助金の交付申請に当たり、申請時及び補助金の交付後５年間は、酒々井町職員が以下の情報について調査し、又は関係機関に照会することに同意します。

１　住所及び事業所の所在地

２　町税等の納付状況

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第６条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定・却下通知書

酒々井町指令第　　号
年　　月　　日

住所
事業所所在地
中小企業者名称
氏名　　様

酒々井町長

年　　月　　日付けで申請のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金については、下記のとおり決定・却下したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　却下理由

第３号様式（第７条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）申請書

年　　月　　日

（あて先）酒々井町長

（申請者）　住所
事業所所在地
中小企業者名称
氏名

年　　月　　日付け酒々井町指令第　　号で交付決定のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第７条第１項の規定により申請します。

記

交付決定日	年　　月　　日
交付決定額	円
変更（中止）理由	
変更内容	
変更後の申請額	円

第４号様式（第７条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）決定通知書

酒々井町指令第　　号
年　　月　　日

住所
事業所等所在地
事業者等名称
氏名　　様

酒々井町長

年　　月　　日付けで申請のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金変更（中止）申請について、下記のとおり決定したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　変更（中止）決定した中小企業者の名称

２　変更（中止）決定額　　円

３　中小企業者が返還しなければならない額　　円

第５号様式（第８条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金実績報告書

年　　月　　日

（あて先）酒々井町長

（報告者）　住所
事業所所在地
中小企業者名称
氏名

年　　月　　日付け酒々井町指令第　　号で交付決定のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助対象経費	円
交付決定額	円
補助事業の着手日	年　　月　　日
補助事業の完了日	年　　月　　日
添付書類	⑴　補助対象経費の支払が確認できる書類 ⑵　キャッシュレス決済端末等の購入日が確認できる書類 ⑶　導入したキャッシュレス決済端末等の設置状況が確認できる書類 ⑷　キャッシュレス決済を提供する事業者との契約書の写し ⑸　その他町長が必要と認める書類

第６号様式（第９条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金額確定通知書

酒々井町達第　　号
年　　月　　日

住所
事業所所在地
中小企業者名称
氏名　　様

酒々井町長

年　　月　　日付け酒々井町指令第　　号をもって交付決定した酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、下記のとおり確定したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　交付確定額　　円

第７号様式（第１０条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付請求書

年　　月　　日

（あて先）酒々井町長

（請求者）　住所
事業所所在地
中小企業者名称
氏名　　印

年　　月　　日付け酒々井町達第　　号をもって確定通知のあった酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金について、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　円
２　振込先

【銀行・信用金庫等】

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通　・　当座　・　（　　）	
口座番号		

【ゆうちょ銀行】

通帳記号						の	通帳番号								

【名義】

フリガナ	
口座名義人	

第８号様式（第１３条関係）

酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付決定取消通知書

酒々井町指令第　　号
年　　月　　日

住所
事業所等所在地
事業者等名称
氏名　　様

酒々井町長

年　　月　　日付け酒々井町指令第　　号をもって交付決定した酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱第１３条第２項の規定により通知します。

記

１　取り消した補助金の額　　円

２　取消し後の補助金の額　　円

３　取消し内容及びその理由